

Monthly Note

2022年5月号 Vol.182

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人：神津 里季生

編集責任者：柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5 階
TEL 03-5333-5126 (代表) FAX 03-5351-0421
https://www.zenrosaikyokai.or.jp/シンポジウム・研究会等
各種共済保険
(営業時間 土・日、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)TEL 03-5333-5127 (調査研究部)
TEL 03-5333-5128 (共済保険部)

CONTENTS

- 「実りあるセカンドライフをめざして」<2022年版>を発刊しました … P1
- 第182回(臨時)理事会開催報告 … P1
- 慶應義塾大学寄附講座「講義概要」をホームページに掲載しました … P2
- 全労済協会からのご案内 … P2
- 「自治体提携慶弔共済保険」保険金請求手続きについてのQ&A … P3
- 令和4年度税制改正の概要について … P4

「実りあるセカンドライフをめざして」<2022年版>を発刊しました

定年退職は人生の節目であり、同時に第二の人生のスタートでもあります。早いうちから退職後のライフプランを立て、準備を整えることで、充実した退職後の人生が迎えられることでしょう。

皆さまが退職準備をはじめめるためのテキストとして、「実りあるセカンドライフをめざして」<2022年版>を発刊しました。退職準備セミナー等でお役立てください。

■テキストの購入方法と資料ダウンロードについて

テキストは1冊300円にてご提供しています(送料無料で、振込手数料はご購入者様負担となります)。

購入のお申し込みは当協会ホームページにて受け付けております。

また、ホームページでは生活設計などに使えるワークシートもご用意しています。ダウンロードして自由にご活用いただけますので、併せてご確認ください。

■A4サイズ100ページ
フルカラー



<テキストの章構成>

- 序章：定年後の準備状況をチェックしよう
- 第1章：実際に生活設計に取り組もう
- 第2章：リタイア後の暮らしの見直し方を学ぼう
- 第3章：リタイア直前の準備
- 第4章：望む暮らしをまっとうするために

<https://zenrosaikyokai.or.jp/library/second-life/>

第182回(臨時)理事会開催報告

第182回(臨時)理事会(決議の省略)を開催し、議案について承認されました。

■議題：

【協議事項】 第1号議案 関係法令改正にともなう基礎書類改定の件

慶應義塾大学寄附講座「講義概要」をホームページに掲載しました

当協会では、2021年10月～2022年1月にかけて慶應義塾大学経済学部教授 駒村康平氏を担当教授に寄附講座「公共私による新しい福祉価値の創造～新しい福祉価値をどのように生み出すか～」を開催しました。このたびご登壇いただいた11名の講師の「講義概要」をホームページに掲載しました。ぜひご一読ください。

<https://zenrosaikyokai.or.jp/thinktank/event/action/2021-keio/>

講義テーマ一覧	講師	所属・役職
SDGsの意義と課題	むらかみ めぐみ 村上 芽	株式会社日本総合研究所 創発戦略センター
脱炭素社会に向けた取組について	おがさわら やすし 小笠原 靖	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課長
共済事業と共助の役割 ～誰一人取り残さない社会の実現にむけて～	たかはし ただお 高橋 忠雄	こくみん共済 coop 代表理事 専務理事
企業のサステナビリティ変革を誘う NGO の 役割と課題	やまだ たくも 山田 太雲	デロイトトーマツコンサルティング合同会社 モニター デロイト シニアスペシャリストリード (サステナビリティ)
サステナブルファイナンス市場をいかに成長 させるか？	なかぞら まな 中空 麻奈	BNPパリバ証券株式会社 グローバルマーケット統括本部 副会長 チーフクレジットストラテジスト兼チーフESGストラテジスト
花王のサーキュラーエコノミーの取り組み ＝プラスチック包装容器を対象に＝	しばた まなぶ 柴田 学	花王株式会社 ESG活動推進部
脱炭素革命への挑戦 地球環境と私たちの未来を救うエシカル消費	げんだつ きょうこ 堅達 京子	NHKエンタープライズ エグゼクティブ・プロデューサー
サーキュラーエコノミーの動向	きたがわ かずのり 喜多川 和典	公益財団法人 日本生産性本部 エコ・マネジメント・センター長
地球温暖化によって猛暑・豪雨はどうなるのか？ 異常気象と地球温暖化の関係を解き明かす新手法 ～イベント・アトリビューション～	いまだ ゆきこ 今田 由紀子	気象研究所 気候・環境研究部 第1研究室主任研究官
日本人の労働観	げんゆう そうきゅう 玄侑 宗久	慧日山 福聚寺 住職
人と森の関係から学ぶサステナブル社会	いけだ のりあき 池田 憲昭	Arch joint vision (アーチ・ジョイント・ビジョン) 代表



「Monthly Note」のお申し込みのご案内

本誌「Monthly Note (全労済協会だより)」の郵送につきましては、当協会のホームページよりお申し込みいただけます。税や公的年金など暮らしに役立つ情報、シンポジウムやイベント、書籍・報告誌の発刊に関するご案内などをお知らせしておりますので、ぜひお申し込みください (本誌の送付は無料です)。

「自治体提携慶弔共済保険」 保険金請求手続きについての



自治体提携慶弔共済保険の保険金請求手続きにおいて、よくあるご質問を紹介します。請求手続きの際の参考としてください。

Question Q1

保険金請求書の保険金受取人欄の個人印は省略できますか？

Answer A1

結婚祝金、出生祝金など「慶弔見舞金保障」と、それ以外の死亡保険金、重度障害保険金・後遺障害保険金、傷病休業保険金など「本人保障」、住宅災害保険金「本人財産保障」では、自治体提携慶弔共済保険普通保険約款で被保険者を次の通り定めています。

保障と保険金の種類	被保険者
慶弔見舞金保障(結婚祝金、出産祝金など)	サービスセンター、互助会、共済会等 (団体)
本人保障(死亡保険金、重度障害保険金・後遺障害保険金、傷病休業保険金など) 本人財産保障(住宅災害保険金)	会員本人 (個人)

慶弔見舞金保障は、保険金の受取人が団体となるため、保険金請求書の保険金受取人欄の個人印は省略できます。それ以外は被保険者が会員本人(個人)となり、会員本人(個人)が保険金の受取人となることから、保険金受取人欄に個人印を押印していただきます。

Question Q2

民法改正に伴い、成人祝金の対象年齢も20歳から18歳に引き下げられるのですか？

Answer A2

「成人祝金」の給付事由は、普通保険約款で「対象者が成人した場合(満20歳に達した場合)」と規定しており、満20歳を給付要件に設定しております。

なお、「成人祝金」の取り扱いが変わるものではありませんが、法律上の成年年齢に連動して対象年齢が引き下げられたかのような誤解を受ける可能性があるため、「二十歳の祝金」に変更いたします。

詳細については、自治体提携慶弔共済保険ご利用団体様に別途事務連絡にてご案内いたします。



令和4年度税制改正の概要について

税理士 関口邦興

令和4年度税制改正では、住宅ローン控除の適用期限の延長および電子帳簿保存法の宥恕措置(2年間)等がありますので、概要につきまして説明いたします。

1. 住宅ローン控除の延長・見直し

省エネ基準の導入(認定住宅等)、会計監査院の指摘および経済状況への対応を踏まえ、適用期限の延長(令和7年12月31日)と併せ、次の改正があります。

(1) 住宅ローン控除率

改正前の控除率1%は、金融機関で借りる住宅ローンの金利(0.6~0.7%)と比較し逆ザヤとの指摘を受け、控除率を住宅借入金残高の0.7%に下げます。

(2) 借入限度額・控除期間

① 新築・買取再販住宅等(控除期間13年:改正前10年)

ア. 認定住宅(長期優良住宅・低炭素住宅)

令和4・5年5,000万円 令和6・7年4,500万円

イ. ZEH水準省エネ住宅

令和4・5年4,500万円 令和6・7年3,500万円

ウ. 省エネ基準適合住宅

令和4・5年4,000万円 令和6・7年3,000万円

エ. その他の住宅(令和6年以降の入居の場合10年)

令和4・5年3,000万円 令和6・7年2,000万円

*2,000万円は令和5年迄に新築の建築確認を要す。

(注) ZEH(ゼッチ):「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略、年間のエネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

② 既存住宅(控除期間10年)

ア. 認定住宅(長期優良住宅・低炭素住宅)

ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅

令和4・5・6・7年 3,000万円

イ. その他の住宅

令和4・5・6・7年 2,000万円

(3) 所得要件

適用対象者の所得要件について、合計所得金額2,000万円以下に下げます(改正前3,000万円以下)。

(4) 床面積要件

新築・買取再販住宅等および既存住宅とも50㎡以上となります(新築の場合、令和5年までの建築確認は40㎡以上50㎡未満)。

(5) 個人住民税からの控除

住宅ローン控除額が所得税額を超える場合には、所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)の範囲内で、個人住民税から控除するとしています。

2. 住宅取得等資金(贈与税の非課税)の延長・見直し

父母や祖父母など直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築・取得または増改築等の対価に充てるため資金贈与を受けた場合の贈与税非課税措置について、令和4年1月1日以後の贈与から、次のとおり改正されます。

(1) 適用期限

令和5年12月31日まで2年延長されます(改正前:令和3年12月31日まで)。

(2) 非課税限度額

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期に関わらず、取得等資金の贈与を受けて新築等した次の住宅用家屋の区分に応じた金額が非課税となります。

① 耐震、省エネ、バリアフリーの住宅用家屋1,000万円

② 上記①以外の住宅用家屋500万円

(3) 既存住宅用家屋の要件(新耐震基準に適合)

築年数の要件(20年以内、耐火建築物25年以内)を廃止し、新耐震基準に適合が要件となります。

(4) 受贈者の年齢要件(18歳以上に引下げ)

令和4年4月1日以後の贈与より、受贈者の年齢要件を18歳以上に下げます(改正前20歳以上)。

3. 電子取引データの保存(電子帳簿保存法の宥恕措置)

(1) 電子帳簿保存法の改正(令和3年度税制改正)

令和4年1月1日以後、所得税および法人税の電子取引に係る保存義務者について、従前、認められていた電子データを出力書面等の保存をもって、電子取引データの保存に代えることができる措置が廃止されました(電子取引データでの保存が必須)。

(2) 令和4年度税制改正(宥恕措置)

電子取引データの保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、出力書面等の保存措置の廃止を事実上延長するための措置(宥恕措置)が講じられています。

令和4年1月1日~令和5年12月31日までの電子取引データは、やむを得ない事情がある場合には、引き続き出力書面による保存が可能とされ、適用にあたり納税者から税務署長への手続は不要とされています。

(3) 電子データ保存への対応

令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、電子帳簿保存法の要件に従った電子データの保存が必要となります。宥恕措置の間において、電子データ保存への対応が求められています。

4. 消費税インボイス制度の見直し

消費税インボイス制度については「MonthlyNote2021年12月号Vol.178」に掲載しましたが、免税事業者のインボイス「適格請求書発行事業者」の登録における、登録日から当該発行事業者となることのできる経過措置が次のとおり延長されています。

(1) 改正前

令和5年10月1日の属する課税期間中に登録申請が必要となります。

(2) 改正後

令和5年10月1日~令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録申請が必要となります。

(注) 改正により、期や年の途中から課税事業者となる期間が拡大され、インボイス制度の開始後、状況を見ながら柔軟に登録を受けることができます。

5. 与党「令和4年度税制改正大綱」より

上記大綱「第一基本的考え方」2.経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し(2)相続税・贈与税のあり方については、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点を踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進めること等が記載されています。